

令和 7 年 11 月 25 日

不適正表示に関するお詫びとお知らせ

ハッピーフーズ株式会社



この度、弊社は、製造した一部の鮭加工品に関して不適正な表示（以下「本件不適正表示」という。）があったとして、農林水産省から、令和 7 年 10 月 21 日付けの指示（以下「本件指示」という。）を受けました。弊社は、外部専門家である岩田合同法律事務所（以下「岩田合同」という。）に委嘱し、本件指示に基づく対応として、本件不適正表示の原因の究明・分析及び再発防止対策の検討・実施を行い、11 月 21 日、農林水産大臣宛に改善報告書を提出いたしました。

農林水産大臣宛に提出いたしました改善報告書に基づき、別紙のとおり、その要旨を公表いたします。

本件不適正表示の原因は、専ら弊社の食品表示法に対する認識不足であり、本件指示を真摯に受け止め、今後も、食品表示法に則り製造していくことはもちろんの事、外部専門家の協力を得ながら、再発防止に向けて社員教育ならびに管理体制の強化を図ってまいります。

お取引様をはじめ、多くの関係者の皆様の信頼を裏切り、多大なるご迷惑をお掛けしますことを、深くお詫び申し上げます。

お問い合わせ先

ハッピーフーズ株式会社 本社工場

〒099-4111 北海道斜里郡斜里町前浜町 3-2

(電話番号)

本 社 工 場 （フリーダイヤル） 0120-26-2140

(月曜日～金曜日 9:00～17:00)

本件不適正表示の原因の究明・分析及び再発防止対策

1. 本件指示の対象製品

- 当該商品 1：鮭加工品（商品名「北海道産ハッピーフーズ鮭フレーク」ほか 15 商品）
「白鮭」又は「鮭」のみを表示し「カラフトマス」を表示せず
カラフトマスの原料原産地名「国産」又は「北海道産」等を表示せず
- 当該商品 2：鮭加工品（商品名「北海道秋鮭のフレーク（中骨入り）」）
「秋鮭」のみを表示し「カラフトマス」を表示せず

2. 不適正表示の原因の究明・分析について

ア 「カラフトマス」と「鮭」が原材料表示において区別されるべきものの認識がなかったこと

カラフトマスは、サケ科サケ属であり、生物学的には鮭と同じ種族であり、カラフトマス进行他の類似するサケ属と区別する明確な定義は必ずしもないことから、弊社従業員の多くの認識において、鮭とカラフトマスの境界は曖昧であり、むしろ、カラフトマスは鮭の一種であると捉えられていました。そのため、弊社においては、カラフトマスと鮭が原材料表示において区別されるべきものの認識がなく、製造過程におけるカラフトマスと鮭の原材料としての区別や管理も曖昧になっていました。

イ 食品表示に関する注意と情報収集が不足していたこと

弊社としては、品質管理部門を設置して、食品表示に対する一定の取り組みを行って参りました。しかしながら、食品表示上、「鮭」と「カラフトマス」を区別すべきところ、その認識がなく、従来の取り組みでは不十分でした。

ウ 原材料費の節約は主な原因ではなかったこと

弊社による試算では、原材料となるムキ身の一部を鮭からカラフトマスに置き換えることによる調達コストの減額は、各当該商品 1 瓶あたり数円であり、販売価格に大きな影響を与えるものではありません。したがって、弊社は、原材料費の節約を意図してあえて鮭を仕入れずにカラフトマスを仕入れていたわけではありません。

3. 再発防止対策について

今後、本件不適正表示と同様の事態を生じさせないために、既に以下の各項目を実施しております。

- (ア) 食品表示に関する研修の実施（11月12日開催、次回令和8年5月頃予定）
- (イ) 鮭とカラフトマスのムキ身の区別の明確化及び分別管理等
（原料保管庫の巡回と整理）
- (ウ) 「食品表示等コンプライアンス改善委員会」の設置
（11月18日に第1回開催、以後12/25迄に計6回開催予定）

上記に加えて、更に引き続き、不適正表示その他法令上の不備の予防を徹底するために、弊社は、岩田合同の弁護士を含めた「食品表示等コンプライアンス改善委員会」を設置し、以下の各項目について速やかに検討及び実施を行います。

- ① 役職員における食品表示に関する理解の増進
- ② 食品表示に関する責任体制の見直し及び強化
- ③ 原材料の管理方法の見直し及び強化
- ④ 在庫管理体制の見直し及び強化
- ⑤ 工場及び部署間の状況確認及び連絡に係る体制の見直し及び強化
- ⑥ 定期的な監査及び役職員に対する教育活動の実施
- ⑦ 上記のほか、食品加工メーカーとして習得すべき法令及びコンプライアンス上の知識の見直し及び強化・実践

以 上